

## 8 プランに関連する具体的な動き

### (1) 文部科学省が進める教育改革

#### 【学習指導要領の改正】

文部科学省では、現在、初等中等教育の改革と大学の構造改革を進めており、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、[確かな学力]を育成し、[生きる力]を育むという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、平成15年12月26日付けで、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等の一部改正を行ったところです。

#### 【若者自立・挑戦プラン】

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめています。文部科学省では、同プランに基づき、小学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門能力の養成など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化し、将来を担う若者の人間力強化を目指しています。

#### 【子どもの居場所づくり新プラン】

文部科学省では、平成16年度から3ヵ年計画により、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは、学校生活だけで身に付くものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々たちとふれあいながら得られるものという考えから、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育てていく、という社会環境をもっと日常的なものとするを旨として、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、学校、家庭、地域が一体となって取組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施しています。

### (2) 川崎市における教育関連の検討、協議

#### 【幼保一元化に向けた調査検討】

本市では、「幼保一元化」について、縦割り行政による年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、多様な機会の選択を保障するという観点から、総合的な子育て支援策を目指して、市内の既存の教育・保育資源を活かし、民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化が実現するように取組を進めてきました。

#### 【特別支援教育について】

国際的な潮流や国の動向、本市における障害児教育の現状と課題を踏まえ、従来の特殊教育で対象としてきた範囲に、LD、ADHD、高機能自閉症を加え、障害のある児童生徒に対し、関係機関、地域と連携した、総合的な支援体制を確立することを目的として、「川崎市特別支援教育検討委員会」を設置し、今後の本市の特別支援教育の基本方針や特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材区政計画、施設の整備計画について、検討を重ねてきました。

#### 【高等学校教育振興計画について】

現在、川崎市高等学校教育振興計画に基づき、高等学校定時制課程のあり方、学校間連携のあり方、教職員の人事交流のあり方の3点について、それぞれ委員会（諮問機関）を設置し、高校教育の抱える問題点や現状の把握を行い、今後の方向性について検討してきました。

### (3) 外部監査と教育委員会事務事業改善プラン

平成15年度、教育委員会及び関連業務を行う財団法人を対象として、地方自治法に基づく包括外部監査が実施されました。監査は多岐、多方面にわたりましたが、それぞれ12項目にわたる監査結果と意見が教育委員会に対し、出されました。その中では、事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されております。教育委員会としては、この指摘・意見を重く受け止め、「事務事業改善プラン - 改善の考え方と主な取り組み - 」を作成し、事務事業執行のあり方等の総点検を行うとともに、このプランに基づいて、着実に事務事業の改善を進めています。

### (4) 川崎市行財政改革プラン

少子高齢化の進む分権社会において、自治体に寄せられる市民の期待は一層の高まりを見せており、それに積極的に答えていかなければならない自治体の責務は、格段に重いものとなっています。一方、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。今から30年ほど前の高度成長全盛期にその原型が作られた現在の施策体系・サービス提供体制は多くの課題を抱えており、部分的な改良を積み重ねただけでは、極めて近い将来において、現行の市民負担で現行のサービス水準を確保することすら不可能な事態となっています。

そこで、本市は行財政改革プランを策定し、「民間活力を引き出す」ことと、「受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ことを前提として、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを基本方針に改めて据えて、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直し、中長期的に収支改善を図っているところです。

#### **(5) 新たな総合計画と教育プランの関係性**

本市では今後の進むべき方向性を具体的に示す「川崎市総合計画」を策定しています。この計画は川崎市全般の将来像となる計画ですから、市ではできるだけ多くの市民の積極的な参加・参画のもとに策定しているところです。

新総合計画基本構想素案では、まちづくりの基本目標を実現するために7つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを30の政策の基本方向として掲げています。

かわさき教育プランは、新総合計画基本構想素案の中の基本政策「人を育て心を育むまちづくり」と基本政策「個性と魅力が輝くまちづくり」及び、その基本政策に付随する政策の基本方向「子育てを地域全体で支える」、「子どもが生きる力を身につける」、「生涯を通じて学び成長する」、「地域人材の多様な能力を活かす」、「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」、「川崎の魅力を育て発信する」、「文化・芸術を振興し、地域間交流を進める」などの内容と整合を図りながら策定を進めてきました。

## 9 時代潮流と教育

### (1) 少子化

経済・社会の成熟化、男女共同参画の進展、将来への不安などが起因して、わが国の出生率は低下の一途をたどっています。平成 19 年には、わが国の総人口はピークに達し、その後は、人口減少時代を迎えることが予想されています。そうした人口減少社会では、労働人口の減少とともに、市民一人ひとりの社会における役割が増大するため、子どもの頃から、社会・地域へ貢献する意識の醸成や社会での実践力を身につけるための教育が求められてきます。

また、世帯あたりの子どもの数の減少は、親や親族の過保護、過干渉をもたらし、子どもたちは、より多くの管理・監視の目が働く社会の中で育つケースが多くなります。そうした環境下では、子どもの自立や子ども同士のコミュニケーションが妨げられる傾向にあるため、子どもが自ら考え行動する機会や子ども同士が主導的に交流する場の必要性が問われてきます。

さらに、学校現場においては、児童生徒の減少に応じて、学校や学級の適正規模・適正配置を検討していくとともに、空き教室、廃校などの学校施設を有効に活用していくことで、保護者や地域に開かれた学校を整備していく必要性があります。

### (2) 高齢化

医科学の進歩、保健衛生の向上、生活水準の向上などによって、わが国の平均寿命は伸長し、急速に高齢化が進んでおり、平成 18 年には、65 歳以上の人口の割合が 20% を超えることが予想されています。そうした高齢社会では、仕事や子育てを終えた高齢者が、元気にいきいきと自らの経験や能力を発揮し、社会を支える重要な一員として新たに活躍することが求められています。

そのためには、高齢者が生涯学習や社会・地域貢献を通じて生きがいを持ち、自己実現を図っていくための多様なニーズにあった学習環境の整備と能力を発揮できる機会の創出が不可欠です。学校施設や社会教育施設においては、高齢者も安心して快適に利用できるための、施設・設備や機器のユニバーサルデザイン化が必要です。また、地域の歴史・伝統を若い世代へ伝えるための交流の場の確保も重要となります。

さらに、人生を長い目を見たライフプラン、キャリアプランなどを、早い時期から意識するための機会を提供していくことが必要だと考えられます。

### (3) 高度情報化

わが国では、インターネットやコンピュータ等の普及に伴い、大量の情報が流動する高度情報社会を迎えており、世界中の誰もが多様な知識や情報を入手し、発信し、交換できる環境が整いつつあります。同時に、専門性の高い多様な知識や情報が付加価値や新たな文化を生み出す知識社会へと移行しています。さらに、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる便利なユビキタス社会の到来も間近に迫っています。一方で、テレビゲーム、ビデオ、携帯電話などの情報通信技術の普及や社会経済構造の変化により、子どもたちの間では、リアルなコミュニケーション機会の不足が課題とされています。

こうした高度情報化時代には、ITリテラシーと呼ばれる情報通信機器を扱う能力を習得することが重要であるとともに、人と人の直接的なふれあいや実体験の機会の確保も重要となります。さらに、大量な情報の中で、本当に必要な情報を適切に入手していくために必要な、物事を俯瞰する力や物事の見極める力を育成する教育が求められてきます。また、子どもたちの発達段階に応じた情報環境の提供、インターネット利用上のルール・倫理、情報セキュリティに関する意識の醸成も求められています。

デジタルデバイドと呼ばれる情報通信技術に関する社会層の格差（所得階層、年齢、居住地域などによる格差）だけでなく、情報通信技術を使った学習能力の格差（デジタルラーニングデバイド）を解消するための取組も必要だと考えられます。

一方で、インターネットの普及は、ネットワークを通じた教育関連施設の利用予約サービスの提供、学校教育・生涯学習に関する最新情報の提供やEラーニングの実施、市民のニーズの把握などを可能としていることから、教育分野においても情報通信ネットワークの効果的な活用は期待されています。

### (4) 国際化

高速交通機関の発達、情報通信ネットワークの進展や経済水準の向上に伴い、人、モノ、資金、情報が自由に国境を超えて短時間で移動するグローバル化が急速に進んでいます。21 世紀の社会は、異なる民族、宗教、文化が出会ったり、混在したり、衝突したりする可能性が高まることから、自らの地域や民族、国の文化や歴史についての教養を深め、異文化を尊重し、ともに生きる態度や知識を得るための多文化共生教育や誰でも平等に受け入れるための人権尊重教育の重要性が高まっています。

グローバル化が進展する社会では、世界共通ルールをもとに、地球規模での競争が繰り広げられ、誰もが世界を相手に活躍できる可能性が高まります。そうした国際舞台での活躍を可能にするためには、英語をはじめとする他国の言語を駆使した国際コミュニケーション能力はもちろんのこと、技術面や文化面などで海外に負けない競争力の向上が、個人にも、社会にも求められています。

また、外国籍の児童生徒や市民、海外から帰国した児童生徒や市民などへの教育サービスの提供や彼らの力を十分に生かすための教育環境の充実が求められています。

#### (5) 社会・経済の成熟化

高度情報化と知識社会への移行、グローバル化による大競争時代への突入などの時代潮流の中で、わが国の社会・経済構造は、大きな変化を遂げてきました。製造業が中心の産業構造から、21世紀は高付加価値産業やサービス業が中心の産業構造へと沿革すると同時に、年功賃金や終身雇用などの従来型の雇用慣行が崩れはじめ、契約社員、転職、起業、在宅勤務などの就業形態の多様化が進んでいくことが予想されます。また、このように、産業・就業構造が変革した社会では、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める志向が強くなるとともに、一人ひとりの価値観が多様化するため、教育分野においても、多様な教育ニーズ・学習ニーズへの対応が求められます。

また、人間は誰しも、何不自由なく、常に満たされた状態で生活を続けていくと、精神・頭脳・身体のバランスが不安定になったり、健全な向上心の育成や我慢する力を習得することが困難になったりする可能性が出てきます。したがって、精神・頭脳・身体の健全なバランスやあきらめない気持ち、チャレンジなど精神を養うための教育機会を意図的、戦略的に提供することが必要となっています。

さらに、社会・経済の成熟した時代では、知識や技術の陳腐化が早いいため、生涯学び続けることの必要性を認識しておかなければならず、同時に、専門的な知識や技能を絶えず高めていくことが求められています。

#### (6) 地方分権、住民参加

地方分権の進展とともに、住民に密接した地方自治体が、自らの判断で政策やサービスを決定し、独自性や自立性を確保することが強く求められるようになってきました。また、住民ニーズの多様化に伴って、住民及び地域自らが政策決定やまちづくり、地域活動などに積極的に参画することが求められています。さらに、住民のボランティア活動やNPO・NGOの活動が社会・経済活動の主要な役割の一部を担うようになってきました。

こうした地方分権型の社会では、教育分野においても、地域の自己責任が問われ、今後は、地域格差が生じる方向に進む可能性が高いと考えられます。教育は、地域の魅力と密接に関わっていることから、教育行政が有効に機能している地域は、地域人口が増し、地域が活性化していくことが予想される反面、そうでない地域は、地域自体が衰退していく可能性も否定できません。

その際に、多くの地域住民が学校現場に参画し、学校運営も主体的に関与していくことが必要であり、また、その前提条件となる教育分野における情報公開を一層進めていく必要があると考えます。

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
1 幼児・学校教育	子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成 1-1	いのちの教育・こころの教育の推進 1-1-(1)	26		いのち、こころの教育の推進	1-	指導課
					人権尊重教育の推進	1-	人権担当
					子どもの権利学習の推進(*) 性に関する教育の充実		健康教育課・指導課
		いじめ・不登校等への対応 1-1-(2)	27		いじめ・不登校等への対応		人権担当・指導課・生涯学習推進課
					不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実		人権担当・指導課・センター
					人権意識を高めるための研修等の充実		
		健やかな身体・育成 1-1-(3)	27		健康・体力の向上	1-	指導課・健康教育課
					部活動の充実		指導課
					健康教育の推進		健康教育課
					「食に関する指導」の充実		
					学校給食の充実		
		「確かな学力」の育成 1-1-(4)	28		薬物乱用防止教育の充実		健康教育課・指導課
					読み・書き・計算等・基礎・基本の徹底	1-	指導課・センター
					自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	1-	
					思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	1-	
		川崎らしさを活かした学習機会の提供 1-1-(5)	29		表現力・コミュニケーション能力の向上	1-	
					「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入	1-	指導課
					読書のまち・かわさき関連事業の推進(*)	2-	指導課・生涯学習推進課
					音楽のまち・かわさき関連事業の推進		指導課・総合企画局
					21世紀子どもサイエンス事業の推進		指導課・文化財課
		「生きる力」の向上のための環境づくり 1-1-(6)	30		子どもの権利学習の推進(再掲)		人権担当
					多文化共生教育の推進		人権担当・指導課
					少人数学級等の推進	1-	指導課・教職員課
		社会の変化に対応できる能力の育成 1-1-(7)	30		少人数制指導などきめ細かな学習指導の推進	1-	
					学校二学期制の導入		指導課
					情報活用能力の育成		
					国際理解教育の推進		
					小学校での英語活動の推進		
					環境教育の推進		
					福祉教育の推進		
		幼児教育の充実 1-1-(8)	31		望ましい勤労観・職業観の形成(キャリア教育の推進)		
					幼稚園教育の充実		学事課
					幼保一元化の検討(*)		学事課・健康福祉局
					就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成(*)		幼児教育センター
					幼児教育関係職員の研修・研究		
		特別支援教育の推進 1-1-(9)	32		幼児教育センターと関係機関の連携		
					家庭の教育力の向上(再掲)	1-、5-	生涯学習推進課
					小中学校における特別支援教育の推進	1-	指導課・センター
		多様な教育機会・支援体制の整備 1-1-(10)	33		聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	1-	
					聾・養護学校・重度重複障害児学級の適正配置の検討	1-	
					就業援助の実施		学事課
					奨学金事業の実施		
					学校と家庭の連携・相談の促進(*)		指導課・センター
		地域に根ざした特色ある学校づくり 1-2	34		海外帰国・外国人児童生徒の就業支援・相談体制の充実(*)		
					夜間学級の実施		指導課
					学校の裁量権の拡大	2-	教職員課・学事課・指導課
					学校評価システムの確立	2-	指導課
	学校の情報公開の推進			2-	指導課・センター		
	学校経営アドバイザーの配置(再掲)			2-	指導課		
地域教育資源の活用 1-2-(2)	35		川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置(再掲)	6-	企画課		
			効果的な学校運営費等の執行		学事課		
			地域人材等の活用	2-、6-	指導課・生涯学習推進課・スポーツ課		
			商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進(*)	2-	指導課・生涯学習推進課		
			地域における体験活動の推進(*)		指導課		
子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進 1-2-(3)	36		ボランティア等の外部人材の確保		教職員課・指導課		
			地域の文化財を活用した学習機会の提供(再掲)		指導課・文化財課		
			地域住民との連携による学校の安全対策の推進		指導課・健康教育課・生涯学習推進課		
			学校教育推進会議の活動促進(*)	2-、6-	指導課		
子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備 1-2-(4)	36		地域運営学校の設立の検討	2-、6-			
			P T Aとの連携		指導課・生涯学習推進課		
			中学校区地域教育会議との連携	2-	生涯学習推進課		
			子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	2-	教職員課・高校担当・指導課・幼児教育センター		
			就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成(再掲)		幼児教育センター		
地域に根ざした市立高等学校づくり 1-2-(5)	37		幼稚園・保育所と小学校の連携の促進				
			小中一貫教育の検討		指導課		
			中高一貫教育の検討		指導課・高校担当		
			新たな市立高等学校の創造		高校担当		
			学校間連携の推進				
	家庭・地域との連携						
	教育内容の市民への提供						

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
1 - 3	教職員の力量形成と自己成長	教職員の人事管理制度の再構築 1 - 3 - (1)	38	1	管理職登用制度の見直し	3-	教職員課
				2	教職員の採用方法の改善	3-	
				3	人事評価制度の見直し	3-	教職員課・勤労課
		実践的な学校・教職員の支援体制づくり 1 - 3 - (2)	38	4	総合教育センターの機能強化	3-	センター
				5	教職員に対する専門家等の支援	3-	指導課・センター
				6	教職員相互の相談・支援体制づくり		
		教職員の成長のための研修プログラムの再編 1 - 3 - (3)	39	7	指導力不足教員等に対する研修		勤労課・センター
				8	外部専門家・研究機関との連携		指導課・センター
				9	ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編	3-	教職員課・センター
	学校施設の整備と充実 1 - 4	安全で快適な学校施設の整備 1 - 4 - (1)	41	10	教職員の自己研修活動への支援		センター
				11	教職員のIT活用研修の充実		
				12	各学校・各教職員の優れた教育実践の普及	3-	指導課・センター
				13	教職員の企業等体験研修		教職員課・センター
		コミュニティの拠点としての学校の整備 1 - 4 - (2)	41	14	校舎の耐震性の確保	4-	計画課
				15	学校の防犯システムの整備		管理課
効果的な指導を支援する施設設備の整備 1 - 4 - (3)	42	16	環境に配慮した学校施設整備				
		17	教室等の快適化				
計画的な学校施設の整備 1 - 4 - (4)	42	18	学校施設の有効活用の推進(再掲)	4-、5-	管理課・指導課・生涯学習推進課		
		19	他の公共施設等との合築・複合化の推進	4-	計画課		
2 家庭・地域における教育	安心して子育てできる地域づくり 2 - 1	保育サービスの充実 2 - 1 - (1)	43	20	学校施設管理に関する地域住民との協働の推進		計画課・管理課・生涯学習推進課
				21	ITを活用した学習環境の整備		指導課・センター
				22	少人数指導等に適したスペース・設備の整備		計画課・管理課
		子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実 2 - 1 - (2)	43	23	計画的な学校施設の整備	4-	計画課
				24	学校の適正規模・適正配置	4-	企画課・計画課
				25	多様な保育サービスの充実		健康福祉局
	地域の安全性の確保 2 - 1 - (3)	44	26	幼保一元化の検討(再掲)		健康福祉局・学事課	
			27	保育・幼児教育に関する情報提供		学事課	
			28	小児救急医療体制の充実		健康福祉局	
	家庭教育の充実と子育ての支援 2 - 2	子育ての支援の充実 2 - 2 - (1)	45	29	母子保健サービスの向上		
				30	親子参加型健康づくり教室の開催		
				31	障害児発達支援		健康教育課
		家庭教育・子育てに関する相談機能の強化 2 - 2 - (2)	45	32	通学路の安全性の向上		健康福祉局
				33	地域における防犯対策の充実		指導課・生涯学習推進課
				34	子どもの安全にかかわる関係機関との連携		指導課
家庭教育・子育てに関する意識啓発 2 - 2 - (3)		46	35	幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実		幼教センター・健康福祉局	
			36	地域子育て支援活動の充実		生涯学習推進課・健康福祉局	
			37	ひとり親家庭の支援		健康福祉局	
子育てネットワークの形成と学習機会の充実 2 - 2 - (4)	46	38	児童虐待防止体制の強化				
		39	子育て支援活動のネットワーク化	5-	生涯学習推進課		
		40	学校と家庭の連携・相談の促進(再掲)		指導課・センター		
子どもが健やかに育つ地域づくり 2 - 3	居場所・遊び場の確保 2 - 3 - (1)	48	41	家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催		指導課・センター	
			42	海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実(再掲)			
			43	各種事業や定期健診等を利用した家庭教育や子どもの権利保障の重要性の啓発		人権担当・生涯学習推進課	
	地域における様々な学習・体験の機会の提供 2 - 3 - (2)	48	44	家庭教育・子育てに関する啓発イベントの開催		生涯学習推進課・健康福祉局	
			45	企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請		市民局	
			46	親子参加型事業の展開		生涯学習推進課・健康福祉局	
青少年の健全な育成の推進 2 - 3 - (3)	49	47	家庭の教育力の向上(*)	1-、5-	生涯学習推進課		
		48	学級や講座に併設する保育サービスの充実				
		49	家庭教育・子育てに関するデータベースの作成				
子どもが健やかに育つ地域づくり 2 - 3	居場所・遊び場の確保 2 - 3 - (1)	48	50	子ども文化センターの充実		市民局	
			51	わくわくプラザの充実			
			52	子ども夢パークの充実		生涯学習推進課	
	地域における様々な学習・体験の機会の提供 2 - 3 - (2)	48	53	子ども会等各種青少年団体の活動支援		生涯学習推進課・市民局	
			54	地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援		スポーツ課	
			55	自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実		生涯学習推進課・文化財課	
青少年の健全な育成の推進 2 - 3 - (3)	49	56	博物館施設における体験学習の推進		文化財課		
		57	商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進(再掲)	2-	指導課・生涯学習推進課		
		58	地域における体験活動の推進(再掲)		指導課		
青少年の健全な育成の推進 2 - 3 - (3)	49	59	読書のまち・かわさき関連事業の推進(再掲)	2-	指導課・生涯学習推進課		
		60	青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり		生涯学習推進課		
		61	相談体制の充実		指導課・センター		
						非行の早期発見・指導の体制づくり	指導課

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
3 社会教育・文化・スポーツ	市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり  3 - 1	市民の主体的な学習を支えるシステムの充実  3 - 1 - (1)	51		市民館を拠点とした生涯学習の推進	5-	生涯学習推進課
					生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供(*)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
					図書館機能の充実	5-	生涯学習推進課
					社会教育施設の整備(*)	5-	
					運営審議会の充実		
			学校施設の有効活用の推進(*)	4-・5-	管理課・指導課・生涯学習推進課		
			社会教育関係職員の研究・研修		生涯学習推進課		
		行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進  3 - 1 - (2)	52		行政区生涯学習推進会議の見直し		
					行政区・中学校区地域教育会議の活性化(*)	6-	
					行政区における教育支援体制の整備(再掲)	2-・6-	
					地域教育サポーター制度(再掲)	4-・6-	
					社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携		
		市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かすしくみづくり  3 - 1 - (3)	53		市民教育の推進	5-	
					シニア世代の活力を地域で活かすための支援	5-	
					かわさき市民アカデミー事業の推進 ボランティア活動の支援		
	社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築  3 - 1 - (4)	54		学校教育施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化	4-・5-		
				生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供(再掲)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課	
	社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築  3 - 1 - (5)	54		市内の高校・専門学校・大学・企業との連携	5-	高校担当・生涯学習推進課	
				図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実		生涯学習推進課	
	文化・芸術活動の推進  3 - 2	市民文化・芸術活動の支援  3 - 2 - (1)	56		文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進		文化財課・市民局
					市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築		市民局
					各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成		
					文化・芸術交流の推進		
					地域性・国際性豊かな文化施策の推進		
		文化財の保護・活用  3 - 2 - (2)	57		文化財の調査・保存		文化財課
					橘樹郡街推定地の保存・整備 地域の文化財を活用した学習機会の提供(*) 文化財を活用した地域振興		
		魅力ある博物館づくり  3 - 2 - (3)	57		博物館施設の管理・運営		
				市民参加による博物館活動の推進			
音楽によるまちづくりの推進  3 - 2 - (4)		58		各種イベントの開催支援		総合企画局・市民局	
				音楽に関する情報発信支援 ミュゼザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致			
				ストリートミュージシャンの演奏場所の確保			
地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進  3 - 3	生涯スポーツの推進  3 - 3 - (1)	59		総合型地域スポーツクラブの育成	5-	スポーツ課	
				多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進			
				スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進			
	競技力の向上  3 - 3 - (2)	59		各種競技大会の開催・支援			
				指導者の養成 スポーツ団体・協会等との連携 一貫した指導体制の整備			
	スポーツ環境の充実  3 - 3 - (3)	60		スポーツ施設の管理・運営			
				社会教育施設の整備(再掲)	5-		
	ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり  3 - 3 - (4)	61		スポーツボランティアの育成・活動の場の提供			
			スポーツ情報提供の充実 トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援				
			市民によるホームタウンスポーツの推進 Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり 大規模スポーツイベント等の開催・誘致				
共に支え生きる社会の創造  3 - 4	人権教育の推進  3 - 4 - (1)	62		人権フォーラムの開催		市民局	
				人権・同和研修の充実		人権担当・生涯学習推進課	
				平和・人権学習の推進		生涯学習推進課	
				人権・同和啓発の推進		市民局	
	子どもの権利保障の推進  3 - 4 - (2)	62		男女平等推進学習の充実		生涯学習推進課	
				子ども会議の充実 子どもの権利に配慮した学習機会の提供		生涯学習推進課・市民局	
	共生社会の推進  3 - 4 - (3)	63		外国人市民のための識字(日本語)学級の充実		生涯学習推進課	
			障害者社会参加活動の支援				
			社会人学級の推進 図書館における外国人や障害のある市民の学習支援				

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
4 教育行政	教育支援体制の再編 4 - 1	市民参加による教育支援体制の充実 4 - 1 - (1)	64		行政区・中学校区地域教育会議の活性化(再掲)	6-	生涯学習推進課
					学校教育推進会議の活動促進(再掲)	2-・6-	指導課
		専門的な教育支援体制の整備 4 - 1 - (2)	65		川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置(*)	6-	企画課
					大学や研究機関との連携		センター
		行政区単位での支援体制の整備 4 - 1 - (3)	65		行政区における教育支援体制の整備(*)	2-・6-	企画課・指導課・生涯学習推進課
					学校経営アドバイザーの配置(*)	2-	指導課
				地域教育サポーター制度(*)	4-・6-	生涯学習推進課	
	教育行財政の改革 4 - 2	教育委員会の事務事業の改善 4 - 2 - (1)	67		行政区地域教育会議との連携		
					教育委員会事務の改善体制の確立		事務改善担当・庶務課・教職員課・勤労課・学事課
					補助委託事業執行の改革		
					外部団体の改善		
					物品管理の徹底		
	組織の適正化と人件費削減						



[現況と課題] 一覧

基本政策(4)	現況と課題		ページ
1 幼児・学校教育	子どもの権利保障に向けた教育・学習		98
	児童生徒指導	いじめ	99
		不登校	99
		いわゆる「学級崩壊」	100
	子どもの体力		100
	学校体育・運動部活動		100
	給食		101
	学校生活・授業		101
	少人数指導・少人数学級		102
	外国人教育 (多文化共生教育)の推進		103
		情報環境・情報教育	
	教育における国際化	E A F・A L Tの派遣	104
		外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育	104
	幼児教育		105
	特別支援教育		105
	学校評価制度		106
	学校情報の公開		106
	地域と学校の関係	地域に根ざした特色ある学校づくり	106
		学校教育推進会議と子どもの参加	107
	学校運営		107
	子どもの成長の連続性と校種間の接続		107
高校教育		108	
教職員	管理職の登用	108	
	教職員の採用・研修・評価	109	
教育環境	学校運営上の危機管理	109	
	学校の設備・環境	110	
	学校・園の推移	110	
	学校施設開放	111	
2 家庭・地域における教育	幼児期の教育に望まれるもの		112
	家庭の教育力		112
	地域における子育て		113
	地域における子どもの姿		114
3 社会教育・文化・スポーツ	市民の学習活動		117
	市民館などの社会教育施設	市民館	117
		図書館	118
		青少年教育施設	118
	地域教育会議		119
	学習成果の活用(地域人材、ボランティア活用)		119
	文化財の保護と活用		120
	博物館施設の運営・整備		120
	生涯スポーツの推進(総合型地域スポーツクラブの育成)		120
	スポーツ環境・指導体制の整備		122
	市民スポーツ活動の活性化		122
地域における多文化共生教育		123	
4 教育行政	教育委員会		124
	政令市への権限委譲		124
	教育委員会事務局		124
	教育委員会管轄部署の財務・事務		124